

横浜市創業促進助成金 募集開始します

市内で新たに創業する方に対して創業時の経費の一部を助成します <助成率 1/2・最大 30 万円まで>

新型コロナウイルス感染症拡大により環境が大きく変化する中、創業の促進は、新たなビジネスモデルの構築や雇用の創出など横浜経済に大きく寄与します。そこで、創業に際して必要になる経費の一部を助成することで、横浜での創業の裾野拡大を図ります。

※横浜市が「横浜での“クロスオーバー”からイノベーションの創出」を目指してYOXO（よくぞ）のテーマのもとに実施している、創業やベンチャー企業の支援の一環として実施します。



【募集内容】

1 申請期間 令和2年7月9日（木）～令和2年11月26日（木）まで

2 助成対象

(1) 対象者：以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①令和2年3月1日から令和3年2月28日までの期間内に事務所所在地を市内とした開業届を提出または会社設立の法人登記を行うこと。
- ②交付申請期限までに「横浜市創業支援等事業計画」に位置づけられるセミナーを受講し、本市から受講の証明を受けていること。証明書の発行については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/sogyoshien/sougyoshien2019.html>

③許認可等が必要な業種の場合には、許認可等を受けていること。

(2) 対象経費：創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、工事費、広報費

(3) 対象期間：令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

*上記期間内に対象となる経費の支出が完了したものが対象となります。

3 助成率及び助成限度額

助成対象経費の1/2以内、**最大 30 万円まで**

4 応募方法

申請書類を横浜市経済局経営・創業支援課へ、原則郵送（簡易書留）でご提出ください。

★**詳細や申請書類等については、ホームページをご覧ください。**

⇒ <http://www.city.yokohama.lg.jp//business/keizai/sougyo/sogyoshien/sougyousokusin.html>

5 交付の流れ

令和3年1月下旬に交付対象者を決定します。交付決定者は同年3月10日（水）までに実施報告書を提出ください。提出された報告書に基づき3月下旬に交付金額を確定し、令和3年5月頃に助成金を交付します。

お問合せ先

経済局経営・創業支援課長

中村 隆幸

Tel 045-671-2575